

工事請書契約条項

表記の工事について、発注者及び受注者は、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、工期内に工事を完成させなければならない。

（検査）

第2条 受注者は、工事が完成し引渡しをするときは、発注者の検査を受け合格しなければならない。

（指揮監督）

第3条 受注者は、工事の施行及び現場内の取締りについては、全て発注者の指揮監督に従わなければならない。

（工事材料）

第4条 受注者は、工事材料については、使用前に発注者の検査を受け合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、前項の検査で不合格となった場合は、その材料を遅滞なく引き取らなければならない。

（特殊な工事）

第5条 受注者は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認することができない工事を施行するときは、発注者の立会いのもとに行わなければならない。

（改造の請求）

第6条 受注者は、工事の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者が図面又は仕様書に基づく改造の請求をしたときは、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、契約代金の増額又は工期の延長の請求をすることができない。

（発注者の解除権等）

第7条 発注者は、受注者が、次条に規定する理由以外の理由により工期内に工事を完成させる見込みがないと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（工期の延長等）

第8条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事の完成の見込みがなく、工期を延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、工期内に、発注者に届け出なければならない。この場合において、その理由が正当と認められないときは、受注者は、次項に規定する遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、前項の理由以外の理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に届け出て承諾を受けた上で、遅延違約金（工期の末日の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、1年を365

日として計算した割合)を乗じて得た額)を支払い、かつ、工事を完成させなければならない。

(相殺)

第9条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、かつ、不足があるときは、これを追徴することができる。

(権利の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は工事を中止させることができる。

(消費税等)

第13条 この契約における取引が消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税の対象である場合は、表記契約金額に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含むものとする。ただし、単価契約については、表記単価に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まないものとする。

2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した金額とし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄にその金額を記載するものとする。

(契約代金の支払)

第14条 発注者は、第2条の検査に合格した工事について、受注者から契約代金の請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に支払うものとする。

(適合車両の使用)

第15条 受注者は、この工事の施行のため車両を使用し、又は使用させる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)のほか、各道府県の同様の条例の規定に適合する車両(同条例による適用猶予車両を含む。)を使用しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項等)

第16条 暴力団等排除に関する特約条項及び受注者の債務履行拒否等に係る違約金に関する特約条項については、それぞれ別に定めるところによる。

(補則)

第17条 この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。